

令和2年度の補助事業等におけるクロスコンプライアンスについて（1）

- 現場における具体的な作業安全対策の取組の促進や、事業者の意識向上を図るため、各種の補助事業等において、作業安全に関する要件を設けているところ。
- 令和2年度に実施している補助事業等のうち53の事業等において、作業安全に関する要件を設定。このうち令和2年度から新たに、作業安全に係る要件等を設定したのは農業・林業中心に32事業等。
- 規範の策定を契機として、さらに広範囲の補助事業等について、作業安全の要件付け（クロスコンプライアンス）をより一層推進する。

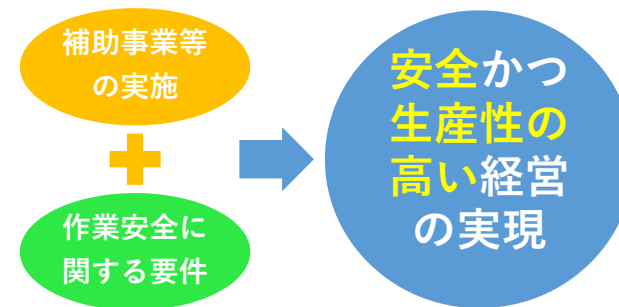
1. 補助事業等における作業安全に関する要件設定

	要件設定した事業等の数		設定した要件の数	
	令和2年度の事業等	うち同年度に新たに要件設定した事業等	令和2年度の要件	うち同年度に新たに設定した要件
農業	25	15	32	20
食品産業	1	1	1	1
林業・木材産業	20	9	34	9
漁業	7	7	20	15
計	53	32	87	45

※補助事業等は、事業等のメニューごとに異なる要件付けを導入している場合は、メニューごとに計上。

※令和2年度には、令和元年度補正事業を含む。

2. 作業安全におけるクロスコンプライアンス



クロスコンプライアンスとは、各種の補助事業等において、作業安全などの推進すべき取組に関する要件を設定すること。

設定する作業安全に関する要件は、その分野の実情や補助事業等の内容に合わせて設定。

当該事業の実施による生産性向上等と合わせて、現場の作業安全対策を推進。

令和2年度の補助事業等におけるクロスコンプライアンスについて（2）

- 令和2年度に実施している事業においては、事業の目的等に応じ、作業安全に取り組むことを要件として設定。
- 要件の水準は、事業の実施に当たり要件を実施する必要のある「義務」、実施に努めることとされている「努力義務」、事業の採択時にポイント加算などの優遇を得られる「採択時の優遇」となっている。
- 要件の内容は、事業実施主体の採択時に作業安全確保対策を講じることを求める要件や、GAPや安全診断への取組を求める要件、過去一定期間に死亡災害が発生していない等災害抑制の実績を求める要件が多い。

3. 補助事業等における作業安全の要件の内容

	義務	努力義務	採択時の優遇（ポイント加算等）	その他	計
GAP等の認証取得、安全診断への取組	6	0	10	0	16
過去の災害抑制実績	7	0	10	0	17
作業安全確保対策を講じる	16	0	4	0	20
研修会等の実施	10	1	2	0	13
ルールや手順の順守	1	0	1	0	2
作業環境の改善や整備	5	0	1	0	6
危険箇所の特定	1	1	0	0	2
労災保険、傷害保険への加入	8	1	0	0	9
その他	0	0	0	2	2
計	54	3	28	2	—

<要件付けの具体例>

- **林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（持続的林業確立対策のうち高性能林業機械等の整備）**
 - ▶ 労働安全対策を行っているとして都道府県が選定した林業経営体であること。
 - ▶ 安全診断を受けていること。
 - ▶ 死亡災害が発生していないこと。
- **農業次世代人材投資事業**
 - ▶ 準備型の研修機関について、事故防止に十分配慮できており、研修内容に安全対策の項目を含むこと。
 - ▶ 準備型の受給者が傷害保険へ加入すること。
- **水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業**
 - ▶ 漁船に船舶自動識別装置（AIS）を設置すること。
 - ▶ ライフジャケットの着用を徹底すること。
 - ▶ 過去1年間に海事関係法令違反による死亡災害が発生していないこと。
- **農業水路等長寿命化・防災減災事業**
 - ▶ 長寿命化・防災減災計画の認定審査の項目に、農業者や施設管理者の労働安全対策を新たに設定。

※1つの補助事業等で複数の要件付けを導入している場合があるため、上記の要件付けの実施数は前ページの補助事業等の合計とは一致しない。